

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会（第13回）
議事要旨

1. 日 時 平成20年12月 9日（火） 13:00～16:00
2. 場 所 環境省第1会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|--|------|-------|------------|
| | 臨時委員 | 上路 雅子 | 亀若 誠 |
| | | 五箇 公一 | 中杉 修身 |
| | | 中野 璋代 | 細見 正明 |
| | | 眞柄 泰基 | 森田 昌敏（委員長） |
| | | 山本 廣基 | 渡部 徳子 |
| | 専門委員 | 井上 隆信 | 中村 幸二 |
| | | 根岸 寛光 | 花井 正博 |

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (3) その他

5. 議 事

- 審議の公開については、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。
- 諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、10農薬について審議が行われた。10農薬（イソチアニル、ジカンバ（MDBA）及びジカンバカリウム塩（MDBAカリウム塩）及びジカンバジメチルアミン塩（MDBAジメチルアミン塩）、アセキノシル、カルバリル（NAC）、クロメプロップ、チオシクラムシュウ酸塩（チオシクラム）、フルソトリネート、ブロモブチド）について、審議の結果、配布資料のとおり基準値（案）が了承された。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定については、3農薬について審議が行われた。3農薬（1-ナフタレン酢酸ナトリウム、クロラントラニプロール、フルポキサム）について、審議の結果、配布資料のとおり基準値（案）が了承された。